

令和3年4月28日 家庭福祉課

**船橋市児童相談所基本構想（案） 令和2年6月・9月報告からの主な変更点****1. 策定の経緯（3ページ）**

市児童相談所の整備が求められる背景を整理し、虐待相談件数の急増等を踏まえ、子どもたちの安全で安心な生活を守り、成長と発達を支援するため、基本構想を策定することについて記載しました。

**2. 家庭児童相談室と県児童相談所の役割（6ページ）**

それぞれが異なる役割を担っていることを最初に記載しました。

**3. 市児童相談所が目指す姿（13ページ）**

児童福祉法の理念に基づき、子どもたちの安全で安心な生活を守り、健やかな成長と発達を切れ目なく支援していくこと等を本文に加えた上で、基本方針の文言を整理しました。

**4. 児童虐待通告等の受付体制及び支援の流れ（15ページ）**

全ての通告・相談について、児童相談所部門が受ける体制に一本化し、両部門合同の受理会議に諮り、虐待の恐れを見落とさないことや、受理後の支援の流れ等を記載しました。

**5. 子どもの権利保障のための環境整備（18ページ）**

学習環境の整備と合わせ、子どもの権利を保障するための環境整備について記載しました。

**6. 整備地の選定（19ページ）**

JR南船橋駅南口市有地の一部を候補地としていましたが、当該地の一部（3,000㎡程度）を整備地として選定しました。

**7. 施設整備の基本的な考え方（20ページ）**

当初の構想案では、「①基本コンセプト」と「②施設の概要」の二つの小見出しを立てていましたが、一部内容が重複していたため、内容を整理し両者を一つにまとめました。